

青梅市ホームページバナー広告掲載取扱基準

平成18年10月1日

実施

1 目的

この基準は、青梅市有料広告掲載取扱要綱（平成18年10月1日実施。以下「要綱」という。）の規定にもとづき青梅市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）および青梅市図書館ホームページ（以下「図書館ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この基準において、バナー広告とは、市ホームページおよび図書館ホームページから要綱第7項の規定にもとづき広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

3 管理者

バナー広告の管理者は、市ホームページについては秘書広報課長と、図書館ホームページについては中央図書館管理課長（以下これらを「管理者」という。）とし、それぞれ次の事務を行うものとする。

- (1) バナー広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集に関すること。
- (2) バナー広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、バナー広告の管理に関すること。

4 種類および規格

バナー広告の種類および規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市ホームページ

種類	ファイル形式	画像サイズ		容量
		縦	横	
常設バナー	G I F 形式（アニメーション不可）	50ピクセル	130ピクセル	10キロバイト以下
特設バナー	G I F 形式（アニメーション不可）	200ピクセル	170ピクセル	60キロバイト以下

(2) 図書館ホームページ

種類	ファイル形式	画像サイズ		容量
		縦	横	
常設バナー	G I F 形式（アニメーション不可）	100ピクセル	200ピクセル	10キロバイト以下

5 掲載位置等

バナー広告の掲載位置等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市ホームページ

ア 常設バナーは、市ホームページのトップページ下部に常時掲載する。

イ 特設バナーは、市ホームページのトップページ右側上部に、市ホームページが更新されるごとに無作為に常設バナーの中から1広告主のバナーを掲載する。

(2) 図書館ホームページ

常設バナーの掲載位置は、青梅市教育委員会教育長が定める。

6 期間

バナー広告の掲載は、月の初日から末日までの1か月を単位とし、4月から翌年3月末までで広告掲載希望者が希望する期間とする。

7 掲載料

バナー広告の1枠の月額掲載料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市ホームページ

次の表の左欄に掲げる掲載契約期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

掲載契約期間	月額掲載料
1か月から5か月まで	20,000円
6か月から11か月まで	18,000円
12か月	16,000円

(2) 図書館ホームページ

月額10,000円とする。

8 広告掲載希望者の募集

(1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、年度中に随時広告掲載希望者を募集するものとする。

(2) また、4月からの広告掲載希望者の募集については、前年度中に募集できるものとする。

9 広告掲載の申込み

広告掲載希望者は、市長が指定する日までにバナー広告の掲載を申し込まなければならない。

10 広告主の届出義務等

(1) 広告主は、市ホームページおよび図書館ホームページへのバナー広告を変更しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。バナー広告の掲載を中止しようとするときも同様とする。

(2) 広告主は、広告主が指定したホームページに事故、障害等が発生したときは、速やかに市長に連絡するとともに、その対応について管理者と協議しなければならない。

11 掲載の決定取消しおよび中止

(1) 市長は、要綱第10項に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、バナー広告の掲載の決定の取消しまたは中止をすることができる。

ア 広告主から前項第1号の規定によるバナー広告の掲載を中止する旨の届出があったとき。

イ 広告主が指定したホームページが閉鎖されたとき。

ウ アおよびイに掲げるもののほか、バナー広告の決定の取消しまたは中止をする必要があると市長が認めたとき。

(2) 前号の規定によりバナー広告の掲載の決定の取消しまたは中止をしたときは、市長は、広告主に通知するものとする。

12 広告掲載料の還付

広告の掲載期間中、青梅市の都合により市ホームページおよび図書館ホームページが閲覧できなかった場合、その時間が24時間を超えるごとに、市ホームページについては700円を、図書館ホームページについては350円を還付する。

13 委任

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

14 実施期日

この基準は、平成18年10月1日から実施する。

15 経過措置

- (1) この基準の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。
- (2) この基準の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。
- (3) この基準の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。